

<一般委託>

胃がん・大腸がん検診業務委託(一般委託)仕様書

胃がん・大腸がん検診業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	職員の健康管理と疾病を予防するため。
2	履行期間	契約日より平成31年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市職員厚生会館
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	
7	資格要件	・平成25年4月1日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した出張方式による胃がん大腸がんの集団検診業務の契約を元請けとして締結し完了した実績があること。 ・医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の規定による病院又は診療所の開設許可を受けていること。
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	総務部人事課 白石 律史 TEL046-822-8184(直通)

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
----------------------------------	---

内訳書(単価契約用)

(税抜)

No.	業務名	単位	予 定 量	上 限 単 価 (円)	契 約 単 価 (円)
1	胃がん検診	件	500	4,250	
2	大腸がん検診	件	760	1,300	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

1 契約単価は、上限単価を超えることができない。

2 契約単価欄は、契約者が記入する。

仕 様 書

- 1 名 称 胃がん・大腸がん検診業務委託
- 2 場 所 横須賀市職員厚生会館（横須賀市小川町 20）
- 3 契約期間 契約日～平成 31 年 3 月 31 日
- 4 対 象 者 横須賀市職員（上下水道局、職員厚生会、職員労働組合、水道労働組合と別途契約を行うこと）
- 5 胃がん検診
 - (1) 受診予定者数
500 人（上下水道局、職員厚生会、職員労働組合、水道労働組合を含まない。）
 - (2) 期間及び場所
 - (ア) 平成 30 年 7 月 20 日～8 月 3 日（土日及び祝日を除く）
 - (イ) 受付時間 午前 8 時 35 分～11 時 30 分とする。
実施時間 午前 8 時 35 分～12 時とする。
ただし、実施時間は検査の待機者が終了するまでとすること。
 - (ウ) 受付業務については、受託者にて行うものとする。
 - (3) 検診実施内容
 - (ア) 使用機材
フィルム規格 100mm×100mm
バリウムの濃度 200W/V%以上
バリウムの量 150 c c 程度
発泡剤 5 g 以上
下剤・検診衣の準備をする。
 - (イ) 撮影方法
撮影は胃がん専門技師とする。
新撮影法により 8 枚以上撮影すること。
背臥位二重造影正面、背臥位二重造影第一斜位、頭低位腹臥位前壁二重造影正面、腹臥位充盈（上部前壁二重造影撮影含む）、右側臥位二重造影、背臥位二重造影第 2 斜位（頭低位）、再立位充満像（正面位）、背臥位二重造影振り分け像
受診者数により必要に応じて検診車両の増車をを行うこと。
 - (ウ) 読影方法
日本消化器がん検診学会指導医、認定医または専門医の資格を有する 2 名の医師で二重読影し判定を行うこと。なお、読影を行う医師については、間接撮影の読影を一定数以上継続して行っている者とする。

契約締結時までに読影医の資格を証する書面を提出し、本市の承認を得ること。

有所見の判定にあたっては、必要に応じ過去の記録との比較を行うこと。

6 大腸がん検診

(1) 受診予定者数

760人（上下水道局、職員厚生会、職員労働組合、水道労働組合を含まない。）

(2) 検査方法

免疫学的便潜血反応検査（ヘモグロビン）2回法

(3) 検査容器

検査に要する容器（採便管）は、受託者の負担とする。

(4) 検体回収

検診実施日とする。（後日便は検診実施期間の最終日受付終了時刻まで受け付けること）

7 受診票等について

(1) 受診票及び容器（採便管）等検診に必要な器具については、受託者にて準備し、検診単価に含めること。

(2) 受診票は、個人ごとに作成し、所属・所属番号・氏名・職員番号・検診項目を印字すること。

(3) 受診者名簿を実施日の4週間前までに電子媒体で提供するので、2週間前までに所属番号、職員番号の順で所属ごとに取りまとめ提出すること。

8 検診結果報告について

(1) 検診結果報告書は、検診終了後30日以内に提出すること。再検（要精密検査）以上は開封、その他は封緘とし、開封と封緘で束を分けること。封緘は所属ごとに取りまとめ提出すること。開封、封緘とも、所属別、職員コード順に並べること。

(2) 職員への結果報告書の配布時に、本市に対し、電子媒体及び書面による結果データを本市指定の様式により納品すること。

(3) 検査の結果、ただちに精密検査が必要な者が発見された場合は、ただちに本市に連絡し指示に従うこと。

(4) X線フィルムを含む健診記録は、受託健診機関で保管し契約終了後は速やかに返却すること。本市の所有する過去の検診結果についても契約締結後速やかに受領し、あわせて保管すること。また、本市が個人情報の一時返却を依頼した場合は、迅速に行うこと。

(5) 検診終了後、完了届により完了の報告を行うこと。

9 検診会場について

- (1) 会場の設置にあたっては、横須賀市保健所に診療所開設手続きを受託者にて行うものとする。
- (2) 会場設営（受付、待合場所の設営等）については、受託者にて行うものとする。
- (3) 会場の実査は本市と事前に打ち合わせを行い、検診車両の大きさ、搬入日時・電源等を必ず確認し、実施に支障がないようにすること。なお、検診にかかわる器具については、受託者で用意すること。ただし、検診会場に備え付けの器具を使用することは、差し支えない。
- (4) 受診者のプライバシーに十分配慮すること。
- (5) 各検診項目について随時確認し、検診漏れが起きないように十分注意すること。
- (6) 受診者に対する態度や言葉使いなど、不信感を与えないよう十分注意すること。

10 その他

- (1) この検診にかかわる情報については、本市個人情報の取扱いに関する特記事項を遵守すること。
- (2) 本仕様書同様の内容で、上下水道局、職員厚生会、職員労働組合、水道労働組合と別途契約を行うこと。上記団体の受診予定者数は、胃がん検診約 50 人、大腸がん検診約 70 人とする。ただし、この人数は、本契約には含まない。（本仕様書中、4 の（1）及び 5 の（1）の受診予定者数には含まない。）なお、名簿提出、結果報告、検診の指示等は、本市が行うものとする。
なお、書面による結果データ一覧については、本契約（横須賀市契約分）と、上下水道局、職員厚生会、職員労働組合、水道労働組合分は、それぞれ別つづりにして納品すること。
- (3) 受診者又は本市の意向により受診しない項目がある場合は、当該項目にかかわる料金について、減額すること。
- (4) この仕様書の内容については、本市と協議のうえ、本市の指示により変更できるものとする。また、この仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合については、本市と協議のうえ、本市の指示に従うものとする。
- (5) 検診中に不測の事態やトラブルが発生した場合は、本市にただちに連絡するとともに、事態に応じた適切な措置を講じること。
- (6) 検診により生じた廃棄物は、受託者が確実に回収し、責任を持って適法に処分すること。
- (7) 業務上で車両を使用する場合は、特別の事情がある場合を除きアイドリングを行わないこと。
- (8) 検診車の検査機器の整備、管理には万全を期すこと。併せて、開始時間、健診時間等も厳守すること。